

1（預金の支払時期）

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、証書等に記載の据置期間（1年）の満期日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前項による満期日の指定がない場合は、証書記載の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 第2項により定められた満期日から1か月間経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定はなかったものとします。

2（証券類の受入れ）

共通規定1.（証券類の受け入れ）参照。

3（利息）

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの期間について、次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合 証書記載の「2年未満」利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合 証書記載の「2年以上」利率
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた別表1の掛け目に約定利率を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨て、解約日における普通預金利率を下回る場合には、解約日における普通預金利率）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は100円とします。

4（反社会的勢力との取引拒絶）

共通規定5.（反社会的勢力との取引拒絶）参照。

5（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、証書とともに提出してください。
- (3) この預金の一部の金額を解約するときは、当行所定の元利金請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

6（届出事項の変更、証書の再発行等）

共通規定2.（届出事項の変更、証書の再発行等）参照。

6-2.（成年後見人等の届け出）

共通規定2-2.（成年後見人等の届け出）参照。

7（印鑑照合）

共通規定3（印鑑照合）参照。

8（譲渡、質入れの禁止）

共通規定4（譲渡、質入れの禁止）参照。

9（通知等）

共通規定6（通知等）参照。

10（保険事故発生時における預金者からの相殺）

共通規定7（保険事故発生時における預金者からの相殺）参照。

11（規定の変更）

共通規定8（規定の変更）参照。

以上

期日指定定期預金規定（自動継続）

島根銀行

1（自動継続）

- （1）この預金は、証書記載の満期日（最長預入期限）に自動的に前回と同一の期日指定定期預金として継続します。
- （2）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- （3）継続を停止するときは、証書記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

2（預金の支払時期等）

- （1）この預金は、継続停止の申し出があった場合に、満期日以後に支払います。
- （2）満期日は、証書記載の据置期間（1年）の満期日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。

3（証券類の受入れ）

共通規定1.（証券類の受け入れ）参照。

4（利息）

- （1）この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの期間について、次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合 証書記載の「2年未満」利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合 証書記載の「2年以上」利率
- （2）継続する場合の利息は、あらかじめ選択された指定口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続時に支払います。
- （3）継続を停止した場合の利息は、満期日以後この預金とともに支払います。この場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- （4）この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた別表1の掛け目に約定利率を乗じた利率（小数点

第4位以下は切捨て。解約日における普通預金利率を下回る場合には、解約日における普通預金利率。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は100円とします。

5 (反社会的勢力との取引拒絶)

共通規定5.(反社会的勢力との取引拒絶)参照。

6 (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、証書とともに提出してください。なお、総合口座等通帳式の場合は、当行所定の元利金請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

(3) この預金の一部の金額を解約するときは、当行所定の元利金請求書に届出の印章により記名押印して証書(総合口座等通帳式の場合は通帳)とともに提出してください。

7 (届出事項の変更、証書の再発行等)

共通規定2.(届出事項の変更、証書の再発行等)参照。

7-2.(成年後見人等の届け出)

共通規定2-2.(成年後見人等の届け出)参照。

8 (印鑑照合)

共通規定3(印鑑照合)参照。

9 (譲渡、質入れの禁止)

共通規定4(譲渡、質入れの禁止)参照。

10 (通知等)

共通規定6(通知等)参照。

11 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

定期共通7(保険事故発生時における預金者からの相殺)参照。

12 (規定の変更)

定期共通8(規定の変更)参照。

以上
令和2年4月1日改定